

ページ	段	行	記	正
六二二	九	改正前欄終りから一〇	39単位	539単位
七二〇	八五四	改正後欄終りから一〇	の間を一行空け。終りからと読み替え	改正後欄終りから一八行田と一七行田の間を一行空け。
八二四	九一〇	改正後欄三	介護職員待遇改善加算	改正後欄三 介護職員待遇改善加算
九一八	九二五	改正後欄七	本又に規定する本文	改正後欄七 改正後欄七行目と八行目及び改正前欄七行目との行間を詰める。
九二七	"	"	終りから三	改正後欄七行目と八行目及び改正前欄七行目との行間を詰める。
九二九	"	"	改正後欄一〇	場合は、イについては1月につき、口については1月につき、イにつき、
九三〇	"	"	一四	場合は、1回場合は、イにつき所定単位数の
九三一	"	五	一月につき次に掲げる単位を	1月につき次に掲げる単位を
九三二	"	一月につき次の単位を	一月につき次の単位を	一月につき次の単位を
九三三	"	終りから五	改正前欄	改正前欄
九三四	"	九	ヨ・ヲ	ヨ・ヲ
九三五	"	一〇一	終りから九	第五十七条
九三六	"	九	（略）	（略）
九三七	"	九	又	生活機能向上連携加算
九三八	"	九	注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、口については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算するただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、口は1月につき100単位を所定単位数に加算す
九三九	"	九	（略）	る。